

ものづくり競争力支援補助金

(ものづくり中小企業競争力強化支援事業費補助金)

西条市では、市内中小製造業の皆様の積極的な取り組みを支援するため、5つの補助事業を実施します。是非、御活用下さい。

▼以下のような取り組みに使える補助金（補助率：1／2）です▼

①新事業展開

- 例) 航空機産業への参入を目指すため、JISQ9100の認証を取得したい。
- 例) 自社の有する技術を生かし、新製品の試作開発に取り組みたい。



②人材育成

- 例) 自社の社員に外部機関が実施する研修を受講させたい。
- 例) 業務に関するスキルアップのため、技能検定を受験させたい。



③販路開拓

- 例) 自社製品の販路開拓を強化するため、県外で開催される展示会に出展したい。



④生産・業務改善

- 例) 品質管理体制を再構築するため、専門家派遣制度を活用して、アドバイスを受けたい。



⑤連携促進

- 例) 研究開発のため、大学、公設研究所等の研究者と共同研究を実施したい。



※補助対象となる事業及び経費、限度額などの詳細については裏面をご覧ください。

▼申請についての御相談・お問い合わせ先▼

西条市産業経済部商工振興課経営支援係（西条市産業情報支援センター内）

TEL (0897) 53-0010 FAX (0897) 53-0011 E-mail: shien@saijo-city.jp

▼補助の対象となる方▼

○市内に本社、若しくは主たる生産拠点がある中小製造業者

○上記の中小製造業者らで構成する団体及び企業グループ

▼補助金交付の要件▼

○引き続き1年以上事業を営んでいること

○市税を滞納していないこと

○他に同種の補助を受けていないこと

▼補助事業の詳細内容を御確認下さい▼

	補助対象事業	補助対象経費	限度額
新事業展開支援事業	新たな産業分野等への進出、新製品・技術の研究又は開発、新たなサービスの開発又は提供、製品の新たな生産方式の導入など、新たな事業展開に係る取組	調査費、技術指導費、委託費、専門家謝金、国際規格等認証取得費、試作費、その他必要と認められる経費	100万円
販路開拓支援事業	製品、技術等の販路開拓を目的とした、愛媛県外の展示会、見本市等への出展	会場借上料、輸送費、旅費、委託費、広告宣伝費、その他必要と認められる経費 備考：1企業当たり、年1回の申請を限度	50万円
人材育成支援事業	(1) 公的団体（中小企業大学校、商工会議所、独立行政法人、財団法人、社団法人等）が主催する研修の受講及び試験、検定等の受験 (2) 従業員等を受講の対象とし、第1号に規定する団体等から派遣される者が講師を務める研修の開催	研修受講料、資格等の取得に要した経費（業務に必要な資格（運転免許を除く。）であり、合格した場合に限る。）、講師旅費、謝礼、その他必要と認められる経費 備考：1企業当たりの年間総額	20万円
生産・業務改善等支援事業	公的団体（独立行政法人、財団法人、社団法人等）が実施する専門家派遣事業など、専門的な知識又は経験を持つ人材を活用した支援事業の利用による、品質管理、生産工程の見直し、省エネ対策、現場改善等の取組	専門家謝金、旅費（専門家招聘に係るものに限る。） 備考：同一課題への支援又は同一支援人材による支援は、1企業当たり1回の申請を限度	20万円
連携促進支援事業	大学等（大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関等）との共同研究事業や複数の企業が連携して取り組む事業 備考 展示会、見本市等への出展への出展事業は除く。	共同研究費、委託費、調査費、専門家謝金、試作費、その他必要と認められる経費	50万円